

令和6年11月15日発行(毎月1回15日発行)第140号 通算571号 発行所 ©公益社団法人 仙台中法人会
編集 公益事業委員長 相澤 剛 広報事業小委員長 佐藤 圭一郎 発行人 会長 田中 善一
〒980-0811 仙台市青葉区一番町二丁目3番22号 仙台ビルディング6階 TEL:022-263-0152 FAX:022-261-0488



- ・法人会 令和7年度税制改正提言への挨拶
税制・税務委員長 植松知幸
- ・法人会 令和7年度税制改正提言
- ・マイナ保険証を基本とする仕組みへ
- ・自転車の「ながらスマホ」が罰則強化! 「酒気帯び運転」は新たに罰則対象に!
- ・国際課税は大企業だけの問題ではありません
- ・健康情報 腰痛・肩こりは国民病です

- P.1 法人会 令和7年度税制改正提言への挨拶 税制・税務委員長 植松知幸
- P.2~5 法人会 令和7年度税制改正提言
- P.6~7 フォトニュース (Photo eye)
- P.8~9 マイナ保険証を基本とする仕組みへ
- P.10~11 自転車の「ながらスマホ」が罰則強化！「酒気帯び運転」は新たに罰則対象に！
- P.12 国際課税は大企業だけの問題ではありません
- P.13 【健康情報】腰痛・肩こりは国民病です

けやき



● 我が国が本格的な人口減少社会に直面し、将来を制約する課題となっている。民間組織である人口戦略会議は2050年までに人口が50%以上減少する自治体は744自治体に上ると発表した。これから25年で全体の4割の自治体が人口が半減し、最終的に消滅しかねないのだ。当然、地方経済の支え手である中小企業にとって働き手不足のみならず、消費者減少で企業が成立する要件を満たさないことがこれから25年後に起きてくる不都合な真実なのだ。

● 当然、企業も含めて納税者は減り、税収も減収となり、国や自治体財政も萎む。となれば、当然にして税制や社会保障制度への抜本的な改革が迫られてこよう。あと25年。25年が長いかわりに短いかわりに別にして、この国の近い将来に向けた抜本的な改革が喉元にまで迫っていると感じてならない。近く、我が国に起きる不都合な事態に、まさに今こそ政治の出番だ (S)

公益社団法人東北障がい者芸術支援機構主催
第9回 2023年 東北障がい者芸術全国公募展 出展作品
大林組賞

瀬川 志帆 作 (秋田県)
作品名 いろいろな動物

<創作状況>

どうぶつがすきです。動物をよく見たら、美しい線をたくさん見つけました。細かい線をたくさん描きました。



Message

一度取りかかったら途中でやめない。どんな状況下でもチャンスはある。

必ず成功すると信じてやりぬくこと。

(森ビル創業者 森 泰吉郎)

法人会 令和7年度税制改正へ提言！

中小企業は

地域経済と雇用の担い手。

本格的な事業承継税制の創設を！

このほど法人会は、令和7年度税制改正で実現を望む税制提言をまとめました。

法人会が有史以来70年、

毎年欠かさず、税制提言をまとめ、政府はじめ関係諸官庁にその実現を求め続けて参りました。結果、毎年多くが実現をみてきております。

令和7年度における提言では、我が国財政が先進国の中で突出した長期債務残

高1285兆円を抱え、国内総生産（GDP）の2.2倍以上にまで膨らみ続けてきています。

ここに来て、日銀が17年ぶりに金融緩和政策から一転して利上げに踏み切り、さらなる利上げをも示唆しています。このことは、インフレに対する警戒を要する新たな局面に入ったことを意味するとともに、積み上がった長期債務残高の利

払い費が膨らみ、予算作成時に歳出編成にあたって制限への材料となりつつあります。当然にして、進む少子高齢化を前に、社会保障費への歳出ブレイキになりかねない要素を孕み、財政硬直化を招くことも想定されます。

まさに、根本は借金頼みの慢性的な財政運営は問題であり、財政健全化に向けた財政規律の回復を一刻も早く実現させ、安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためにも、国家的な課題だと認識しています。

このため、法人会は憂国の思いで、財政健全化に向けて、歳出に聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を内外に明示せよと迫っています。

また、歳入においては税財政改革を通じた増収を目指すなどの実効性ある取り組みを速やかに実現するよう求めています。

大規模な財政出動となつ

た新型コロナウイルス禍の危機、その危機対応が済んだ後の物価高対策でも新たな補助政策。そのいずれもが国債発行という借金頼みの財政運営が漫然として続けられてきています。

法人会は、昨年度、我が国財政の現状を憂え、負担を曖昧にして歳出を先行実施する財政運営を是正する上で、米国が採用する新しい政策として歳出削減で財源を捻出するか、それができなければ増税で財源を確保するという仕組みの「ペイアズユーゴー原則」が有効だと提唱しました。為政者の確たる責任ある姿勢が財政対応では欠かせないこととは言うまでもありません。

また、法人会は中小企業が経営課題に覆われている現状を憂え、実効ある取り組みを求めています。

円安で原材料の高騰、製造原価の高止まり、製品・商品を作るうえにも人手は不足がち、価格転嫁もままならず、消費は伸びず、ゼロ

ゼロ融資返済や人件費が膨らんで固定費は上昇、といった厳しい現状にあります。まさに、重苦に経営は覆われていますと言っても過言ではありません。

法人会は、中小企業が地域経済や雇用の担い手であり、我が国経済の土台であるとの認識の立場に立ち、中小企業に適用される法人税率の軽減税率を本則化することを求め、租税特別措置については公平性・簡素化の観点から廃止を含めた整理合理化を行うよう求めています。

また、中小企業が相続税負担等によって円滑な事業の承継ができなくなることを憂慮し、取引相場のない株式評価の見直しを行うとともに、相続・贈与税の納税猶予制度を拡充することを求めています。

責任ある態度と良識ある姿勢で実現を求めている法人会の税制提言活動に対し、皆様のご理解ご支援を心からお願い申し上げます。



公社・仙台中法人会
税制・税務委員長

植松 知幸

「金利のある世界」が到来。 新たな財政再建目標の策定を！

このほど法人会は令和7年度税制改正提言をまとめ、今後、その実現を求め、政府や関係省庁に要望活動を展開していきます。
我が国は世界に類を見ないほどの膨大な長期債務残高を抱え、金利上昇し利払い費が増え、財政の硬直化から予算編成もままならない状況にあります。
法人会は速やかに財政健全化の徹底を図れと強く求めています。
救国の立場に立つ法人会の提言へのご理解ご支援をお願いします。



紙幅の関係上、抜粋掲載します

【第40回全国大会 (10/3)】

1 税・財政改革のあり方

新型コロナの世界的な流行が収束し、我が国における社会・経済活動もほぼ以前の状態に回復したと言える。

ただ、日本では100兆円規模とされる莫大なコロナ危機対応予算を計上したことで、国と地方を合わせた長期債務残高は、本年3月末で1、285兆円を突破した。

こうした債務残高は国内総生産（GDP）の2.2倍に

も達する水準である。コロナ禍前から我が国の財政状況は主要先進国の中で最も悪化していたが、今回のコロナ禍を経て、さらに債務残高が増加したことに十分留意する必要がある。

財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要

である。

岸田政権が本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2024」（骨太の方針）によると、基礎的財政収支（プライマリーバランス（PPB））を2025年度に黒字化を目指す方針が明記され、7月末に内閣府がまとめた財政収支の試算ではPBは25年度に黒字化を達成できるとの見通しを初めて示した。

ただ、この黒字達成は税収の大幅な増加を背景としており、大型の補正予算の編成やGX（グリーン・トランスフォーメーション）の対策費用を計上しないなど、特殊な前提を置いて試算したに過ぎない。黒字額の見通しも1兆円にも満たない水準であり、財政見直しは決して楽観できる情勢にはない。

歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示する一方、歳入では税制改革を通じた増収を目指すなど、実効性の

ある着実な取り組みを求める。

1. 財政健全化に向けて

日本銀行は本年3月、消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切った。さらに7月には追加利上げも実施した。財務省の試算によれば、今後も金利の上昇が続けば、一定の経済成長を果たしても将来的には税収増より国債の利払い費の方が増えることが想定されている。「金利のある世界」が現実到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。

また、物価高対策としての効果については限定的との批判がある。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

我が国財政は金利の上昇に伴い、国債の利払い費の増加は免れない。そして国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の予期せぬ急上昇など金融市場に多大な影響を与え、安定的な経済成長を阻害することも懸念される。

(2) こども・子育て政策（加速化プラン）として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。岸田政権は賃上げに加え、歳出改革で社会保険料負担を抑制することで「実質的な負担増はない」と説明している。だが、医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。社会保障改革が想定通りに行われなければ、財源は国債頼みとなりかねない。

そうした事態を回避するため、政府と日銀は健全な関係を構築して金融市場の動向を慎重に見極めつつ、副作用を最小限に抑えるように細心の注意を払って政策運営に努めなければならない。

政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財

政健全化の両立を目指すべきである。

(3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

高齢者人口がピークを迎える2040年の社会保障給付費は、22年よりも4割以上増えて190兆円に達すると試算されている。また、来年には団塊の世代すべてが後期高齢者となることから、医療と介護の給付費の急増が見込まれる。

こうした中で持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。

社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共

助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

とくに中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。さらに本年10月からは厚生年金の適用対象が拡大(従業員数51人以上)される。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。

また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

(1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。これまでも年金の支給開始年齢の繰り上げや繰り下げの選択肢が拡大されてきており、公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライド」の厳格対応や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬(本体)の配分等を見直すことも重要である。

さらに「ジェネリック(後発薬)」の使用割合を全ての都道府県で80%以上に加え「ジェネリックの金額シェア65%以上」とする政府の新たな目標が定められたが、その達成のためにはジェネリックの安定した供給体制を確立することも肝要である。

(3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑

間があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。

本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。

(4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。

また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底等

一般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、

政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

また、水膨れが指摘される国の基金に基づく事業をめぐっては、企業などに対する補助金の支払いを終えているのに管理費だけをその後も継続して支出していた基金など、

15の事業を廃止する方針が固まった。これに加え、使う見込みがない5,400億円余りを国庫返納することも決まった。存続させる基金については数値目標を早急に設定し、

国から基金に拠出する年限も設けることなどで、基金の政策効果等を常に検証し、今後運用の適正化を図るべきである。さらに財政投融资(財投)を活用した官民ファンド

についても、多額の損失を計上する事例が相次いでいる。出資者である財務省は、ファンドからの財政報告を定期的

に受け、組織や運営体制などに対する見直しを求める権限を持つべきである。それでも改善が図られなければ、株主総会で経営体制の刷新を促すなど規律重視の運営に改めるべきである。

こうした行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならぬ。

(前頁)

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) P D C A サイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

デジタル化時代の社会インフラであるマイナンバーカードの交付率は約81%（令和6年8月現在）に達したが、国民や事業者がマイナンバー制度を正しく理解し、積極的に活用しているとは言い難い。

マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始され、健康保険証（新規交付・再交付）は令和6年12月2日

に廃止されることとなったものの、令和6年6月現在の利用実績は9.9%にとどまるなど、その利用はまだ低調である。令和6年度末には運転免許証との一体化も予定されている。

こうした中で政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。

国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じて個人情報漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。昨年にはマイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで各種証明書を発行するサービスをめぐり、他人名義の証明書が誤って交付されるなどの深刻なトラブルが頻発した。

政府はそうした事態を厳しく反省し、誤交付などを徹底的に防止する総合的な対策を講じる必要がある。

そのうえで第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めな

ればならない。

マイナンバーカードの利便性を高めるためには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要である。

e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きを簡略化すれば、一

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

我が国経済を支える中小企業の景況感は、新型コロナウイルス禍の打撃からほぼ脱し、改善に向かっている。

一方で全国的に中小企業の人手不足が深刻化しており、海外の資源高や円安進行を背景にした物価の上昇も加わり、中小企業経営をめぐる先行き不透明感は強まっている。

とくに優秀な人材を確保するためにも着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。

円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによ

段のカード普及にもつながる。

国・地方で具体的な検討を進めるべきである。

社会保障と税、災害対策となっていた利用範囲はマイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の重要な課題と言える。

取る取引監視体制の強化が求められる。

必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。

こうした中で取引先の中小・零細企業に対し、不合理な値下げ交渉や買い叩きをしないと対外的に約束する「パートナーシップ構築宣言」の取り組みは注目に値する。

これに署名した大手企業などは、賃上げ時に法人税の負担を軽くするための税制優遇や補助金で加算措置の恩恵を受けられる仕組みである。

すでに大手・中堅企業を中心に中小企業等を含めて5万社以上が参加しており、官民を挙げて中小企業による適正な価格転嫁を促す取り組みと

して推進したい。

価格転嫁をめぐっては従来の原材料費や光熱費だけでなく、今後は賃上げなどによる労務費の増加分も含めるように産業界全体で認識を共有すべきである。

人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、企業の存続とサプライチェーン（部品の供給網）を維持するため、それぞれの中小企業の事情に応じた事業承継の推進が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。

とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。

そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。

地方創生の観点からも政府

と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。

また、昭和56年以来、80万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。

なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がるのではないよう配慮すること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。

ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税

制措置については、以下の通り制度を拡充したうえで本則化すること。

① 中小企業投資促進税制について

「中古設備」を含めることを求める。

なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

② 少額減価償却資産の取得

価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすること。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限

となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。

また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者任せにされており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。

人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。

また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。

中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業承継に資する相続については、事業従事者条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

- なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、
- (2) 取引相場のない株式の評価、
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。

取引相場のない株式は換金

性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。

なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設(平成16年度に改正)された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講ずること。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限(令和9年12月末日)は延長されなかった。

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。

- 併せて以下の措置を求める。
- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② 平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

法人会税制提言の全文は、[全法連HPをご覧ください](#)

Photo Eye

いま、中法人会は

第40回 法人会全国大会 鹿児島大会

10月3日、鹿児島市の城山ホテル鹿児島にて開催され、全国から約1700名が集った。

大会宣言では、異次元の金融緩和(ゼロ金利)が終了し、新たな財政再建目標の策定の重要性を訴え、「中小企業の活性化に資する税制」「事業承継税制の抜本的改革」等の実現を強く訴



国内線・国際線の需要が同時に無くなるという未曾有の経営危機の中、最悪のシナリオに基づいて実行した経営戦略と、雇用を守ることを第一に考え、航空需要は必ず戻ってくるかと希望を持ち続けて取り組んだ経験が語られた。

えた。

また、記念講演会では、ANAホールディングス(株)取締役会長の片野坂真哉氏を講師に迎え「新型コロナウイルス禍で大打撃を受けた航空業界の危機下の経営戦略を語る」と題して行われた。

セルフマネジメント力を 高めるセミナー

10月9日、戦災復興記念館にて仙台市内の3法人会共催で開催された。

講師に、(有)マイルストーン代表取締役で、職場のメンタルヘルス専門家の八矢浩氏を迎え、レジリエンスを高め、ストレス対処力を身に付けるポイントが解説された。

レジリエンスとは、職場や環境下での逆境やトラブル、強いストレスに直面した時に、そこから立ち直る能力、つまり精神的な回復力のことであり、レジリエンスを高めるためには、ネ



ガティブ感情を生み出すクセ(思いこみ)への対処や、ポジティブ感情(喜び、感謝、誇り等)が大切であると述べられた。

また、自尊心を高め、やればできると信じ込む「自己効力感」を向上させることや、苦しい立場になった時に心の支えとなってくれるソーシャルサポーターの存在も、逆境を乗り越える助けになってくれるのだと強調された。

経理研究会 労務セミナー

10月16日、戦災復興記念館4階第2会議室にて開催された。

講師に、社会保険労務士で宮城働き方改革推進支援センター長の澤田裕一氏を迎え、企業が働きやすい環境づくりを進める後押しとなる2024年度の助成金制度について分かりやすく解説された。

また、最適な助成金を洗い出す評価チャートを用いて、キャリアアップ助成金などが具体的に示された。

パソコンセミナー 写真・映像編集と 動画作成テクニック

10月23日、PARMCITY131にて開催された。

講師に、(有)ネットシナジの佐々木久夫氏を迎え、Windows11標準搭載のAIアプリを使用した写真編集や、生成AIでの写真加工、Clipchampの基礎知識と映像編集の方法等が詳しく解説され、演習を行った。

また、YouTubeや電子ブックでの動画活用事例も紹介され、初心者でも無理なく活用できるテクニ



ツクの数々を習得し、スキルアップを図った。



業界リーダーから学ぶ ビジネス研修

10月24日、25日の2日間、エンスペースにて「はじめのデジタルマーケティング」のテーマのもと開催された。

講師の今村邦之氏が代表を務めるナウビレッジ(株)は、230社以上の企業にマーケティング支援のサービスを導入しており、同氏は、東京医科歯科大学や筑波大学でも講師として教鞭を執っている。

冒頭は、デジタルマーケティング戦略の概要や実例

をもとに理解を深め、ワークショップではChatGPTを用いた立案や、主要SNSツールでの動画撮影から投稿までの方法について実践的にテクニックを習得した。

参加者からは、楽しくすべて充実した2日間だった、第2弾があったら是非また参加したい等の感想が寄せられた。



青年部会研修会

10月29日、AIG損害保険(株)仙台支店会議室にて開催された。



講師には、全国でスポーツクラブ等を運営する(株)ネサンスの高橋敦子氏を迎え、「腸活セミナー」腸を整えば身体が整う」のテーマのもと、正しい腸活を理解し、日常生活ですぐに取り入れられる生活習慣が紹介された。

また、腸内環境に大きく影響するとされている自律神経に着目し、「背骨・呼吸・筋力」それぞれにアプローチするオスシメの運動を実践した。

青年部会では今後も積極的に健康経営に資する事業を開催する方針としている。

令和7年 仙台中法人会・仙台北法人会合同 新春講演会 賀詞交歓会

日時: 令和7年1月21日(火)17時
会場: 江陽グランドホテル5階「鳳凰の間」

◇新春講演会…17:00~18:30
「今起こっていること、これから起きること」(仮題)
講師 経済ジャーナリスト 須田 慎一郎氏

◇賀詞交歓会…18:45~(予定)



会費 [会員] 講演会:無料 交歓会:10,000円
[一般] 講演会:1,000円 交歓会:12,000円

※詳細につきましては同封のご案内通知にてご確認ください

(文責:事務局)

seminar

やる気を引き出す

魔法の聴き方、ほめ方、認め方

日時: 令和6年12月10日(火) 10:00~16:00
会場: 東京エレクトロンホール宮城 6階 602中会議室
講師: コーチング研修会社 ドリームフィールド代表 阿部 侑生氏
受講料: 会員1名 4,000円 / 非会員1名 8,000円

seminar

心の底に沈んだ“不安”と上手につき合う!

職場のメンタルヘルス対策

日時: 令和7年1月16日(木) 13:30~16:30
会場: 戦災復興記念館5階会議室
講師: トノエトノウ 代表 大谷 尚子氏
受講料: 会員1名 4,000円 / 非会員1名 8,000円

2024年
12月2日

マイナ保険証を基本とする仕組みへ

次の受診やお薬の受取りに行くときは
マイナンバーカードを忘れずに！

マイナンバーカードが健康保険証として使えるってどういうこと？

医療機関や薬局の顔認証付きカードリーダーなどでマイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、すぐにその場で従来の健康保険証の代わりに利用することができます。

利用登録されたマイナンバーカードは「マイナ保険証」と呼ばれ、2024年1月28日時点で、すでにマイナンバーカードをお持ちのかたの約8割が、利用登録を完了されています。

マイナ保険証を利用すると、患者さんご本人の同意に基づき、別の医療機関・薬局で処方されたお薬の履歴などが他の医療機関・薬局で参照できて、お薬の飲み合わせなどの調整がしやすくなったり、窓口で限度

額以上の支払が不要になったりと、様々なメリットがあります。

なお、2024年12月2日以降は従来の健康保険証は発行されなくなり、「マイナ保険証」を基本とする仕組みへ移行するため、従来の健康保険証の有効期限内(※1)に利用登録を済ませておきましょう(※2)。

※1・12月2日時点で有効な健康保険証は最大1年間。有効期限が2025年12月1日より前に切れる場合や、転職・転居などで保険者の異動が生じた場合はその有効期限まで。

※2・健康保険証の新規発行終了後にマイナ保険証をお持ちでない場合は、申請によらず「資格確認書」が加入している保険者から交付さ

れます。

マイナ保険証の利用・登録方法

マイナ保険証は、医療機関・薬局で、次のステップで利用することができます。

また、診察受付と同時に利用登録も行えます。

STEP 01 受付

マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く。

STEP 02 本人確認

「顔認証」を行うか、「暗証番号(マイナンバーカード申請時に設定した4桁の番号)」を入力する。

STEP 03 過去の診療・お薬情報の提供など同意事項の確認

診療・薬剤・特定健診情報などの利用について確認・選択する。

なお、2024年10月7



マイナ保険証を使うと、どんなメリットがあるの？

マイナンバーカードでは、受付・支払・確定申告などの手続が円滑になります。安全性も十分配慮されています。

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録すると、次のようなメリットがあります。

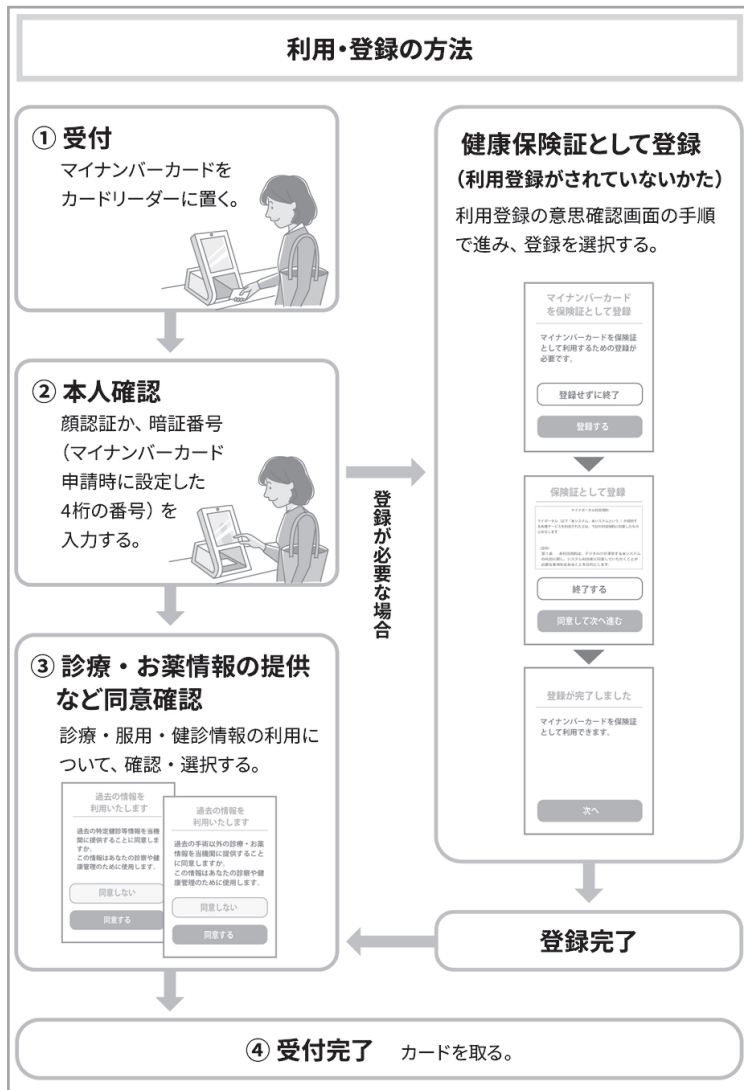
《いつもの通院などが便利に！》

医療機関や薬局での受付をカードリーダーの顔認証機能を使って、スムーズに行えます。

今までに使ったお薬の情報や過去の特定健診の結果を、本人の同意があれば医師や薬剤師などと共有でき、正確なデータに基づく診療・薬の処方が受けられます。

お薬の飲み合わせや分量の調整がしやすくなります。旅行や引っ越しで初めての医療機関・薬局を受診等する際にも安心です。

《フロー図：左頁参照》



■ 電子処方箋に対応した医療機関・薬局をマイナ保険証で受診等すると、本人の同意のもと、「直近」薬の情報も医師や薬剤師などと共有でき、重複投薬を避けたり、一緒に飲んではいけないお薬の処方を未然に防いだりすることができます。

■ 薬局では、調剤を受けたい医療機関の電子処方箋を、カードリーダーで簡単に選択できます。さらに、オンライン診療やオンライン服薬指導の際にも、医療機関へ処方箋を受け取りに行ったり、薬局へ処方箋を持参したり、郵送してもらおうなどの負担がなくなります。

■ 限度額適用認定証を提示しなくても、窓口で高額療養費制度の限度額を超えた額の一時的な支払が不要になるので、急なケガや病気で手術や入院が必要になった場合にも安心して医療を受けることができます。

《こんなところも簡単・便利に!》

■ マイナポータルで自分の特定健診の情報やお薬の履歴、受けた治療や医療費を確認できます。就職や転職、引っ越しをしても、保険証を切り替える必要がなく、急なケガや病気で手術や入院が必要になった場合にも安心して医療を受けることができます。

《こんなところも簡単・便利に!》

■ マイナポータルとe-Taxを連携すると、医療費控除に使用できる医療費通知情報をマイナポータル経由で取得して、確定申告書に自動入力することができます。

■ **マイナ保険証の安全性は?**

マイナ保険証(マイナンバーカード)は、以下の理由から安全に利用することができます。ただし、キャッシュカードと同様に暗証番号を他人にみだりに教えたりしてはいけません。

■ 他人があなただのマイナ保険証(マイナンバーカード)を使って手続きすることはできません。マイナンバーカードのICチップには、医療情報などのプライバシー性の高い情報は含まれていません。

■ マイナ保険証を用いてアクセスできる薬剤情報等はご本人の同意を前提としています。

■ 万一、マイナ保険証を紛失したときでも、マイナンバー総合フリーダイヤルでは24時間365日体制にてマイナンバーカードの一時利用停止を受け付けます。

《他人があなただのマイナンバーカードを使って手続きすることはできません》

マイナ保険証(マイナンバーカード)を使って手続きするには、顔認証か4桁の暗証番号が必要です。

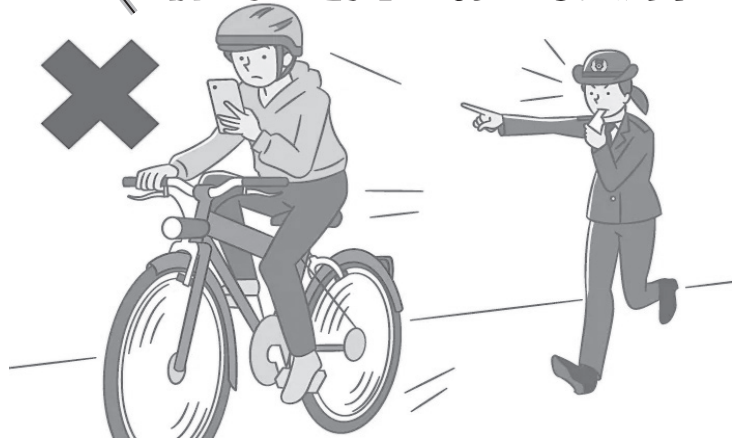
さらに、利用に必要な「利用者証明用パスワード(4桁の暗証番号)」は、一定回数間違えると機能がロックされ、パスワードの初期化・再設定が必要な仕組みとなっています。

また、医療機関等での受付に当たっては、マイナンバーカードのICチップの中の「電子証明書」を使うため、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることはありません。

2024年11月

自転車の「ながらスマホ」が罰則強化!

「酒気帯び運転」は新たに罰則対象に!



自転車の「ながらスマホ」の罰則強化
「酒気帯び運転」の罰則新設!

《自転車運転中の「ながらスマホ」に対する罰則》

2024年11月から、自転車運転中、停止している間を除いて、スマホで通話したり、画面を注視したりする「ながらスマホ」が道

路交通法により禁止され、

罰則が強化されます。

なお、スマホを手で持って画面を注視することはもちろん、自転車に取り付けたスマホの画面を注視することも禁止されます。

【禁止事項】

・自転車運転中にスマホで通話すること（ハンズフリー装置を併用する場合を除く）。

【現行の罰則内容】

・5万円以下の罰金

【2024年11月からの罰則内容】

【罰則内容】

・自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合：
6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金

・自転車運転中の「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合：
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

《自転車の酒気帯び運転、ほう助に対する罰則》

飲酒して自転車を運転することは禁止されており、これまでは酩酊状態で運転する「酒酔い運転」のみ処罰の対象でしたが、今般の道交法改正により「酒気帯び運転」（血液1ミリリットルにつき0.15ミリグラム

以上又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で運転すること）についても罰則の対象となります。

また、自転車の飲酒運転

をするおそれがある者に酒類を提供したり、自転車を提供したりすること（酒気帯び運転のほう助）も禁止です。

【禁止事項】

・酒気帯びて自転車を運転すること。

・自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供すること。

・自転車の飲酒運転をするおそれがある者に自転車を提供すること。

・自転車の運転者が酒気帯びていることを知りながら、自転車で自分を送るよう依頼して同乗すること。

【2024年11月からの自転車の酒気帯び運転に関する罰則内容】

・酒気帯び運転
：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

・自転車の飲酒運転をするおそれがある者に自転車を提供し、その者が自転車の酒気帯び運転をした

場合

：自転車を提供者に3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

・自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供し、その者が自転車の酒気帯び運転をした場合
：酒類の提供者に2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

・自転車の運転者が酒気帯びていることを知りながら、自転車で自分を送るよう依頼して同乗し、自転車の運転者が酒気帯び運転をした場合
：同乗者に2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

※アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自転車を運転する行為は「酒酔い運転」とされ、今般の改正道交法施行以前から罰則として5年以下の懲役又は100万円以下の罰金が規定されています。

《こんな運転も禁止です!》

上述の「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」だけでなく、次のような運転も重大な事故につながりかねない危険な行為です。

- ・傘さし運転（5万円以下の罰金等）
- ・イヤホンやヘッドフォンを使用するなどして安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態での運転（5万円以下の罰金）
- ・2人乗り（5万円以下の罰金。都道府県公安委員会規則の規定で認められている場合を除く。）
- ・並進運転（2万円以下の罰金又は料料。「並進可」の標識があるところを除く。）

全交通事故の増加し続ける自転車の交通事故

2割超!

増加し続ける自転車の交通事故

今般の改正道路交通法で自転車の運転に関するルールが強化された背景には、近年、自転車による交通事故

故の増加傾向が続いていることがあります。

警察庁の統計によると、2023年中の自転車が第1当事者（過失割合が高い方）又は第2当事者（過失割合が低い方）となった交通事故（自転車関連事故）は72,339件で前年より2,354件増加しました。

自転車関連事故の件数は、全交通事故に占める割合が2割を超え、2021年以降、増加傾向にあります。

危険な違反行為を繰り返すと自転車運転者講習の対象に

交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為（危険行為）を繰り返す自転車運転者に対して、「自転車運転者講習」の受講が義務づけられています。

「ながらスマホ」と「酒気帯び運転」についても、今般の改正道路交通法により、同講習の対象となる「危険行為」に追加されること

になりました。

これらの違反行為を3年以内に2回以上検査された場合には、都道府県公安委員会は、違反者に対し、3か月を超えない範囲内で期間を定めて、自転車運転者講習を受講するべきことを命ずることができるとされています。

命令を無視し、自転車運転者講習を受けなかった場合は、5万円以下の罰金が科されます。

《自転車運転者講習の対象とされる「危険行為」》

- ・信号無視
- ・通行禁止違反
- ・歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- ・通行区分違反
- ・路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ・遮断踏切立入り
- ・交差点安全進行義務違反等
- ・交差点優先車妨害違反等
- ・環状交差点安全進行義務違反等
- ・指定場所一時不停止等
- ・歩道通行時の通行方法違反
- ・制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- ・酒酔い運転、酒気帯び運転

転※ ・安全運転義務違反
・ながらスマホ※ ・妨害運転

※印の行為は、2024年11月の改正道路交通法の施行に合わせて追加されるもの



自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償が生じるおそれがあります。

過去の事故事例では、事故を起こした自転車運転者やその家族に数千万円の損害賠償を命じた判決事例もありません。

万が一に備えて損害賠償責任保険等に加入するように入しましょう。

自分の家族に自転車利用者がいる場合は、保険に加入しているか家庭で確認しておくことも大切です。

今一度、自転車の運転に関するルールを確認し、安全に自転車を利用しましょう。

国際課税は大企業だけの問題ではありません

（経理課社員と顧問税理士の税務問答）

税理士 山下功起

社員 最近の税務調査では、海外との取引に重点を置いて聞いてきました。

海外取引、とりわけ国際課税といわれる分野は、大企業の問題と思つていましたが、当社のような中小企業でも何か注意する点はあるのでしょうか。

税理士 確かに、大企業は海外に子会社や工場を有していることが多く、国境を超えたグローバルな事業を展開しているため、現地の法律や商習慣を深く検討するなどして、国際課税について重点的に調査しているようです。

しかし、国際課税は大企業だけの問題ではありません。最近、製造拠点や販売会社をアジアや欧米に作る中小企業も増えています。

海外に初めて工場や子会社を設立して進出する場合は、今までと違った視点での検討が必要です。

社員 具体的にどのような検討が必要なのでしょうか。

税理士 まずは、消費税についてですが、商品や役務の取引が国内で行われたのか、国外で行われたのか、いわゆる内外判定を行う必要があります。

そして、源泉所得税については支払先が国外にいる非居住者の場合、源泉徴収すべき範囲や税率が異なる場合があります、なおかつ租税条約の適用関係も検討する必要があります。

次に法人税関係ですが、海外子会社等との取引については、製品を安く輸出した場合、移転価格税制の問

題があります。

この場合、一定の方法により独立企業間価格を算定した上、その差額が輸出側に課税されることとなります。

また、海外に子会社を作り、日本から指導や監督のため本社従業員が長期にわたって派遣されることがよくありますが、その人件費を子会社から徴収しない、または少ししか負担させなかった場合、子会社に対する寄付金として親会社に課税される場合があります。

社員 親会社の責任として、安易に子会社を支援すると課税上の問題が生じるのですね。

他に注意する点はありませんか。
税理士 実質的に税率の低い国に子会社がある場

合、外国子会社合算税制（FC税制）の検討も必要です。

この制度は、税率の低い海外子会社の留保所得を、一定のルールに従って日本の所得として課税する制度で、対象となる子会社の把握が何より重要です。

大企業でも、海外で組織再編が行われた場合、その情報が本社にタイムリーかつ正確に伝わらず、事後の税務調査で多額の課税もれを指摘されるケースも発生しています。

社員 海外に進出する場合、気を付けなければならないポイントはある程度理解できました。

これから海外子会社を設立する際は、確実にチェックすることが大事ですね。



◆筆者紹介

山下功起

（やました・こうき）



1963年生まれ。東京国税局調査部、税務署長などを経て2023年7月退職。神奈川県川崎市で税理士登録。現在、税理士法人LRパートナーズ川崎事務所長。

DR.YOKO's Cafe

体にちょっと優しいお話し

健康づくりで気をつけたいポイントや病気の予防方法をお伝えします。

今月のテーマ

腰痛・肩こりは国民病です

厚生労働省の「令和4年国民生活基礎調査の概況」によると、病気やけがなどで自覚症状があると答えた人の具体的な症状として男女ともに1位が腰痛、2位が肩こりでした。腰痛は腰の特定部分に感じる局所的な痛みを始め、お尻や脚に広がる痛み、鋭い痛みや長時間続く鈍い痛みなど、症状はさまざまです。肩こりも同様に痛みの程度や場所によって異なり、ひどい場合は頭痛や吐き気を伴うこともあります。今回は、腰痛・肩こり予防のために日常生活で心掛けたいポイントを紹介します。

腰痛・肩こりの原因

腰痛・肩のこりや痛みの多くは、主に筋肉への過剰な負担による血行不良（筋肉疲労）が原因で起こります。筋肉は、普段動かさない部位を酷使したり、同じ部位を使い続けたりすると血液の循環が悪くなり、筋肉内に蓄積された疲労物質が神経を刺激して痛みが生じます。これを筋肉疲労といいますが、腰痛・肩こりが生じると、腰痛・肩こりとなるのです。

負担をかける主な原因は、悪い姿勢・パソコン作業や運転などで長時間同じ姿勢でいることです。ストレス過多や睡眠不足、運動不足、全身の筋肉が緊張する寒さなども負担の一つになります。

予防する生活ポイント

腰痛・肩こりを予防するポイントの1つ目は「姿勢に気を付ける」ことです。

- 〈座り姿勢〉
- ・椅子の座高は、足が床にしっかりとつき、膝が直角に曲がる高さに調整する
 - ・作業時は、背もたれに寄りかかって腰を支えるも負担を軽くできる
 - ・目線の高さにモニターの上端がくるようにモニターや机の高さを調整し、首の前傾を防ぐ
 - 〈立ち姿勢〉
 - ・両足を肩幅に開き、膝を軽く曲げて腰への負担を分散する
 - ・肘が自然に曲がる高さに作業台を調整し、前かがみの状態での作業を避ける

2つ目は寝具選びです。寝ているときの姿勢の悪さも腰痛・肩こりの原因になります。

- 〈枕選びのポイント〉
- ・頭が適度に沈む柔らかいもの
 - ・寝返りしても頭が落ちない長さ（2つ並べても良い）
 - ・頭が持ち上がらない低さのもの（高すぎないもの）

痛みが強い場合は受診を検討しよう

腰痛・肩の痛みがなかなか改善しない、慢性化して日常生活に大きな支障が出ている人は、医療機関の受診を検討しましょう。適切な治療やリハビリを受けることで、症状の改善が期待できます。腰痛は椎間板ヘルニアや脊柱管狭窄症といった深刻な病気が隠れている場合があります。肩こりは、頭部や目、耳、鼻といった病気に伴って起こるケースもあります。自己判断で放置せず医師に相談しましょう。

- ◆椎間板ヘルニア
- 腰の背骨への衝撃をやわらげるクッションの役割をもつ椎間板が外側に飛び出し、神経を圧迫している状態
- ◆脊柱管狭窄症
- 背骨や椎間板、関節、靭帯などで囲まれた神経が通っている脊柱管が変形し、狭くなってしまいう状態



せんだい総合健診クリニック 院長 石垣洋子

日本国内における腰痛患者数は2800万人とも言われています。40代〜60代で特に多く二人に一人が腰痛持ちであり、また、日本人の8割以上が生涯の中で一度は腰痛を経験することから、腰痛は国民病ともいわれています。男性では一位、女性では肩こりに次いで二位と日常的に皆が経験する疾患です。特にコロナ禍において在宅ワークが主流になってきた昨今、長時間のデスクワークによる運動習慣の低下や座りっぱなしの生活環境により益々腰痛は深刻な問題となってきました。定期的なストレッチによる予防や、意識してブレイクタイムを取ることにより座りっぱなしからの脱皮を目指していきましょう。

職場でもできる！腰痛・肩こり予防体操

腰や肩への負担は、スポーツや過酷な作業だけでなく「動かない」ことも大きな要因の一つです。意識的に体を動かすことが、腰痛・肩こり改善の第一歩。日々の暮らしにすぐに取り入れることができる、簡単な体操を紹介します。

【腰痛編】

◆踏み張りランジ

- ①足を腰幅に開き、背筋を伸ばして立つ
- ②片足を大きく前に踏み出す
- ③前足の膝を曲げ、太腿が床と平行になるまで腰を下ろす
(後脚の膝は床ギリギリまで近づける)
- ④前足の太腿に力を入れて、元の姿勢に戻る
- ⑤左右交互に、片側10回を2〜3セット行う

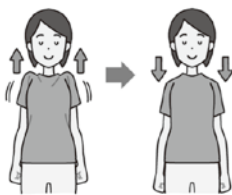


【肩こり編】

◆肩の上げ下げ

肩をすくめるように両肩を引き上げ、力を抜いてストンと肩を下す

肩の上げ下げ運動



◆背筋伸ばし

- ①両手を組み、そのまま背筋を伸ばすように頭の上に両腕を伸ばす
- ②数秒経ったら腕を下ろして力を抜く



医療法人社団進興会

せんだい総合健診クリニック

住所 〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー 4F

TEL 022-221-0066(代表)

URL <https://www.sskclinic.jp/>

記事についてのお問い合わせ ☎022-221-1274

年末調整手続の電子化で 業務の効率化

みなさん！年末調整の
業務を効率化してませんか？

何をすればいいですか？

答えは、
**年末調整手続の
電子化！**

年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与の支払者）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！	① 手書きでの書類作成が不要！
② 控除額や添付書類のチェックが簡単！	② 控除額はソフトが自動計算！
③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！	③ テレワーク中の従業員も提出可能！
④ 書類の保管場所も不要！	④ マイナンバー連携を利用すれば、 保険料等の証明書をまとめて取得可能！

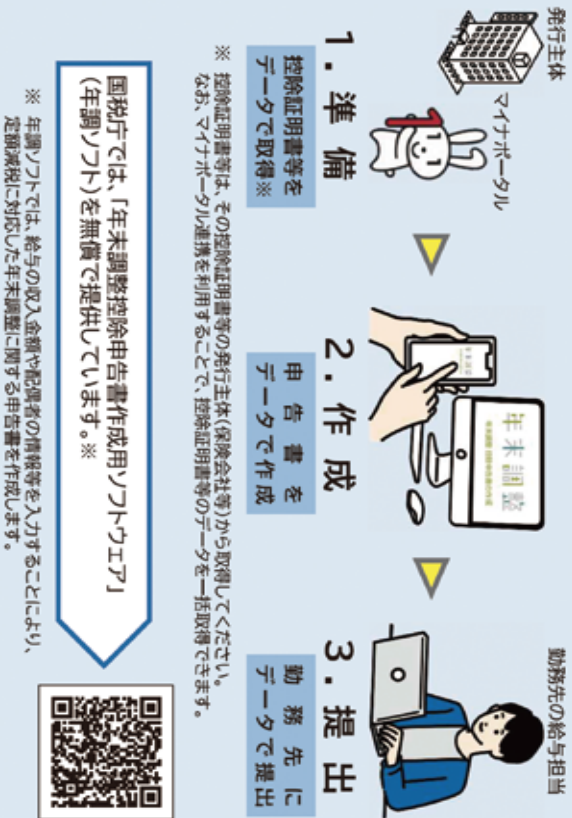
年末調整手続の電子化とは

次の処理を「年末調整手続の電子化」と言います。

- ① 従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを利用して年末調整に関する申告書をデータで作成
- ② 勤務先が従業員から年末調整に関する申告書及び控除証明書等のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を計算

年末調整手続の電子化に必要な準備の詳細は、
こちらをご覧ください。

従業員による3ステップ



国税に関する御相談・御質問は、気軽にお電話で！

仙台中税務署 TEL022-783-7831（代表）

音声案内で「1」を選択してください。「電話相談センター」につながります。

※税務署での面接相談御希望の場合は、事前予約が必要です。

